

アプリからの口座開設に係る特約

令和5年1月現在

1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は「京都北都信金アプリ」(以下「本アプリ」といいます)から開設した京都北都信用金庫(以下「当金庫」といいます)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。

(2) この預金は、「普通預金規定」「キャッシュカード規定」(以下、あわせて「関連規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種規定が適用されるものとします。なお、普通預金規定にある無利息型普通預金については、本アプリからの口座開設はお取扱いいたしません。

(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは関連規定に従います。

2. (預金契約の成立)

本アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に契約が成立するものとします。なお、開設する口座は0円で契約します。

ただし転送不要の本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、口座開設を取消しできるものとします。

3. (印鑑の届出)

本アプリからの申込みにより開設された口座の印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届出ることとします。印鑑のお届けが完了するまでは、お届け印の押捺が必要なお取引はできません。

5. (特約の変更等)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上

関連規定については「預金規定集< <http://www.hokuto-shinkin.co.jp/etc/kitei.shtml> >」をご覧ください。"